

生駒市規則第 2 2 号

生駒市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 3 年 9 月 2 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市景観条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市景観条例施行規則（平成 2 2 年 1 2 月生駒市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 6 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改める。

第 3 条第 2 項本文中「第 8 条第 3 項」を「第 9 条第 3 項」に改め、同条第 3 項中「第 9 条第 1 項」を「第 1 1 条第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 8 条第 7 項第 1 号」を「第 9 条第 7 項第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 7 項第 4 号」を「第 9 条第 7 項第 4 号」に改め、同項第 2 号から第 6 号までを削り、同項第 7 号を同項第 2 号とし、同条第 3 項中「第 8 条第 7 項第 5 号」を「第 9 条第 7 項第 5 号」に改め、同条第 4 項中「第 8 条第 7 項第 5 号」を「第 9 条第 7 項第 5 号」に、「区域」を「景観計画区域又は景観形成地区の区分」に改める。

第 7 条中「第 9 条第 1 項」を「第 1 1 条第 1 項」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「第 8 条第 6 項」を「第 9 条第 6 項」に改め、同条第 3 号中「第 8 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

第 8 条中「第 1 0 条第 2 項」を「第 1 2 条第 2 項」に改める。

第 1 1 条中「第 1 3 条」を「第 1 5 条」に改める。

第 1 7 条を第 2 3 条とし、第 1 6 条を第 2 2 条とし、第 1 5 条を第 2 1 条とする。

第 1 4 条第 1 項中「第 1 7 条第 6 項」を「第 2 0 条第 6 項」に改め、同条を第

20条とする。

第13条第1項中「第17条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第19条とし、第12条の次に次の6条を加える。

(景観重要建造物等の指定の提案)

第13条 法第20条第1項若しくは第2項又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による提案は、景観重要建造物・景観重要樹木指定提案書(様式第7号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の告示)

第14条 条例第18条第2項の告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載して行うものとする。

(1) 景観重要建造物の場合 指定番号及び指定の年月日、景観重要建造物の名称及び所在地並びに関係図書の閲覧場所

(2) 景観重要樹木の場合 指定番号及び指定の年月日、景観重要樹木の樹種及び所在地並びに関係図書の閲覧場所

(土地その他の物件の範囲の表示方法)

第15条 省令第8条第1項第6号に掲げる土地その他の物件の範囲の表示について同条第2項の規定により定める方法は、当該景観重要建造物の土地その他物件の位置を表示する図面であって、その縮尺が100分の1であるものにより表示する方法とする。

(景観重要建造物等の指定の標識)

第16条 法第21条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称及び所在地

2 法第30条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を表示するものとする

る。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要樹木の樹種及び所在地

(景観重要建造物等の現状変更の許可の申請)

第17条 法第22条第1項又は法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物・景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(景観重要建造物等の所有者の変更等の届出)

第18条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物・景観重要樹木所有者変更届（様式第9号）に景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したことを証する書類を添えて行うものとする。

2 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者は、住所又は氏名を変更したときは、住所氏名変更届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

行為の種類			景観計画において定められた景観計画区域又は景観形成地区	届出を要しない規模
法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築又は移転		自然景観区域	建築物の高さが10メートルで、かつ、建築面積が300平方メートルのもの
			田園景観区域	建築物の高さが10メートルで、かつ、建築面積が500平方メートルのもの
			市街地景観区域	建築物の高さが13メートルで、かつ、建築面積が1,000平方メートルのもの
			広域幹線沿道地区	建築物の高さが10メートルで、かつ、建築面積が500平方メートルのもの
	建築物の増築又は改築		自然景観区域 田園景観区域 市街地景観区域 広域幹線沿道地区	次のア又はイに掲げる建築物の区分に応じ、当該ア又はイに定める規模 ア 建築物の規模が建築物の新築又は移転に係る届出を要しない規模を超える建築物（当該増築又は改築により建築物の新築又は移転に係る届出を要しない規模を超える建築物を含む。）行為に係る建築面積の合計が10平方メートルのもの イ アに掲げる建築物以外の建築物 全ての規模
			生駒駅前北口再開発地区	行為に係る建築面積の合計が10平方メートルのもの
			自然景観区域 田園景観区域 市街地景観区域 広域幹線沿道地区	次のア又はイに掲げる建築物の区分に応じ、当該ア又はイに定める規模 ア 建築物の規模が建築物の新築又は移転に係る届出を要しない規模を超える建築物 行為に係る面積の合計が10平方メートルのもの イ アに掲げる建築物以外の建築物 全ての規模
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		生駒駅前北口再開発地区	行為に係る面積の合計が10平方メートルのもの	
		自然景観区域 田園景観区域 市街地景観区域 広域幹線沿道地区	工作物の高さが15メートルのもの	
法第16条第1項第2号に	工作物の新設又は	第5条第3項第1号に掲げる工作物に係るも	自然景観区域 田園景観区域 市街地景観区域 広域幹線沿道地区	工作物の高さが15メートルのもの

掲げる 行為	移転	の		
		第5条第3 項第2号か ら第5号ま でに掲げる 工作物に係 るもの	自然景観区域 田園景観区域	工作物の高さが10メートルの もの
			市街地景観区域	工作物の高さが13メートルの もの
			広域幹線沿道地区	工作物の高さが10メートルの もの
		第5条第3 項第6号か ら第8号ま でに掲げる 工作物に係 るもの	自然景観区域	工作物の高さが10メートル で、かつ、築造面積が300平 方メートルのもの
			田園景観区域	工作物の高さが10メートル で、かつ、築造面積が500平 方メートルのもの
			市街地景観区域	工作物の高さが13メートル で、かつ、築造面積が1,00 0平方メートルのもの
			広域幹線沿道地区	工作物の高さが10メートル で、かつ、築造面積が500平 方メートルのもの
		第5条第3 項第1号か ら第8号ま でに掲げる 工作物のう ち、建築物 と一体とな って設置さ れるもの	自然景観区域 田園景観区域	次のア又はイに掲げる工作物の 区分に応じ、当該ア又はイに定 める規模 ア 第5条第3項第1号に掲げ る工作物 建築物の上端から 工作物の上端までの高さが5 メートル又は地盤面から当該 工作物の上端までの高さが1 5メートルのもの イ アに掲げる工作物以外の工 作物 建築物の上端から工作 物の上端までの高さが5メー トル又は地盤面から当該工作 物の上端までの高さが10メ ートルのもの
			市街地景観区域	次のア又はイに掲げる工作物の 区分に応じ、当該ア又はイに定 める規模 ア 第5条第3項第1号に掲げ る工作物 建築物の上端から 工作物の上端までの高さが5 メートル又は地盤面から当該 工作物の上端までの高さが1 5メートルのもの イ アに掲げる工作物以外の工 作物 建築物の上端から工作 物の上端までの高さが5メー トル又は地盤面から当該工作 物の上端までの高さが13メ ートルのもの

		広域幹線沿道地区	次のア又はイに掲げる工作物の区分に応じ、当該ア又はイに定める規模 ア 第5条第3項第1号に掲げる工作物 建築物の上端から工作物の上端までの高さが5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートルのもの イ アに掲げる工作物以外の工作物 建築物の上端から工作物の上端までの高さが5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルのもの
工作物の増築又は改築		自然景観区域 田園景観区域 市街地景観区域 広域幹線沿道地区	次のア又はイに掲げる工作物の区分に応じ、当該ア又はイに定める規模 ア 工作物の規模が工作物の新設又は移転に係る届出を要しない規模を超える工作物（当該増築又は改築により工作物の新設又は移転に係る届出を要しない規模を超える工作物を含む。）行為に係る築造面積の合計が10平方メートルのもの イ アに掲げる工作物以外の工作物 全ての規模
		生駒駅前北口再開 発地区	行為に係る築造面積の合計が10平方メートルのもの
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		自然景観区域 田園景観区域 市街地景観区域 広域幹線沿道地区	次のア又はイに掲げる工作物の区分に応じ、当該ア又はイに定める規模 ア 工作物の規模が工作物の新設又は移転に係る届出を要しない規模を超える工作物 行為に係る面積の合計が10平方メートルのもの イ アに掲げる工作物以外の工作物 全ての規模
		生駒駅前北口再開 発地区	行為に係る面積の合計が10平方メートルのもの
法第16条第1項第3号に掲げる行為及び条例第9条第1項第1号に掲げる行為		自然景観区域	行為に係る部分の土地の面積が500平方メートルで、かつ、当該行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2メートルのもの
		田園景観区域	行為に係る部分の土地の面積が1,000平方メートルで、かつ、当該行為に伴い生ずる擁壁

		若しくはのり面の高さが2メートル又はその長さが10メートルのもの
	市街地景観区域	行為に係る部分の土地の面積が3,000平方メートルで、かつ、当該行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5メートル又はその長さが10メートルのもの
	広域幹線沿道地区	行為に係る部分の土地の面積が1,000平方メートルで、かつ、当該行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2メートル又はその長さが10メートルのもの
	生駒駅前北口再開発地区	行為に係る部分の土地の面積が500平方メートルで、かつ、当該行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2メートル又はその長さが10メートルのもの
条例第9条第1項第2号に掲げる行為	自然景観区域	行為に係る物件の堆積の高さが2メートルで、かつ、その用に供される土地の面積が500平方メートルのもの
	田園景観区域	行為に係る物件の堆積の高さが2メートルで、かつ、その用に供される土地の面積が1,000平方メートルのもの
	市街地景観区域	行為に係る物件の堆積の高さが3メートルで、かつ、その用に供される土地の面積が3,000平方メートルのもの
	広域幹線沿道地区	行為に係る物件の堆積の高さが2メートルで、かつ、その用に供される土地の面積が1,000平方メートルのもの
	生駒駅前北口再開発地区	行為に係る物件の堆積の高さが2メートルで、かつ、その用に供される土地の面積が500平方メートルのもの

様式第 1 号及び様式第 3 号中

行為の場所に係る区域	<input type="checkbox"/> 一般区域（用途地域： ） <input type="checkbox"/> 広域幹線沿道区域	を
------------	--	---

行為の場所に係る区域及び地区	<input type="checkbox"/> 自然景観区域 <input type="checkbox"/> 田園景観区域 <input type="checkbox"/> 市街地景観区域（用途地域： ） <input type="checkbox"/> 景観配慮地区（ <input type="checkbox"/> 景観形成地区（ 地区））	に
----------------	--	---

改める。

様式第 4 号中「第 9 条第 1 項」を「第 1 1 条第 1 項」に、

行為の場所に係る区域	<input type="checkbox"/> 一般区域（用途地域： ） <input type="checkbox"/> 広域幹線沿道区域	を
------------	--	---

行為の場所に係る区域及び地区	<input type="checkbox"/> 自然景観区域 <input type="checkbox"/> 田園景観区域 <input type="checkbox"/> 市街地景観区域（用途地域： ） <input type="checkbox"/> 景観配慮地区（ <input type="checkbox"/> 景観形成地区（ 地区））	に
----------------	--	---

改める。

様式第 6 号中「第 1 3 条」を「第 1 5 条」に、

行為の場所に係る区域	<input type="checkbox"/> 一般区域（用途地域： ） <input type="checkbox"/> 広域幹線沿道区域	を
------------	--	---

行為の場所に係る区域及び地区	<input type="checkbox"/> 自然景観区域 <input type="checkbox"/> 田園景観区域 <input type="checkbox"/> 市街地景観区域（用途地域： ） <input type="checkbox"/> 景観配慮地区（ <input type="checkbox"/> 景観形成地区（ 地区））	に
----------------	--	---

改め、同様式の次に次の 4 様式を加える。

景観重要建造物・景観重要樹木指定提案書

年 月 日

生駒市長 殿

提案者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

景観法 第20条第1項
第20条第2項
第29条第1項
第29条第2項 の規定により、 景観重要建造物
景観重要樹木 に指定することを提案します。

提案する建造物の名称又は樹木の樹種	
提案する建造物又は樹木の所在地	生駒市
提案する建造物の外観又は樹木の特徴	
提 案 理 由	

備考 法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

景観重要建造物・景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

生駒市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

景観法 第22条第1項 第31条第1項 の規定により、次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号	
景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種		
景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地	生駒市	
景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者	(住所) (氏名) (連絡先)	
行 為 の 種 類	景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 部分撤去 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> その他()
	景観重要樹木	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植 <input type="checkbox"/> その他()
行 為 の 箇 所		
設 計 又 は 施 行 の 方 法		
行 為 の 期 間	着手予定日 年 月 日～完了予定日 年 月 日	
設 計 者 (建 造 物 の 場 合)	(住所) (氏名) (連絡先)	
施 工 者	(住所) (氏名) (連絡先)	
現 状 変 更 の 理 由		

備考 法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

景観重要建造物・景観重要樹木所有者変更届

年 月 日

生駒市長 殿

届出者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更内容	旧所有者	(住所) (氏名) (連絡先)
	新所有者	(住所) (氏名) (連絡先)
指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号	
景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種		
所有者変更年月日	年 月 日	

備考 法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

住所氏名変更届

年 月 日

生駒市長 殿

届出者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

生駒市景観条例施行規則第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 前	(住 所) (氏 名) (連絡先)
変 更 後	(住 所) (氏 名) (連絡先)
指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
景観重要建造物の名称 又は景観重要樹木の樹種	
住所氏名変更年月日	年 月 日

備考 法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市景観条例施行規則第5条第2項及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知（以下「届出又は通知」という。）をした行為について適用し、同日前に届出又は通知をした行為については、なお従前の例による。